

令和4年4月28日



担当課	こども家庭課
担当者	高岡・岩崎
電話	(073) 435-1219
内線	(5280)

## こども医療費助成制度の所得制限を撤廃します － 8月1日以降、中学校卒業までの 全ての子どもにかかる医療費の自己負担額が無料になります －

令和4年8月1日診療分より、こども医療費助成制度の所得制限を撤廃します。今まで所得制限を超えるために助成を受けられなかった方を対象に加えることで、本市に居住する全ての子どもが中学校を卒業するまでの医療費の自己負担額を無料化し、子育て環境の充実を図ります。

### 1 こども医療費助成制度の概要

- (1) 対象者 0歳児から15歳児（中学校卒業後の最初の3月31日まで）
- (2) 助成内容 入院、通院、調剤、補装具に係る保険診療自己負担額  
入院時の食事療養費自己負担額の半額

### 2 申請の有無（こども医療費助成制度）

#### 【申請が不要な方】

- 現在こども医療費助成を受けている方（受給者証をもっている）
- 以前に申請したが、現在は所得制限を超えて資格停止の方  
（昨年7月以降に資格停止の通知が来た）

#### 【申請が必要な方】

- こども医療費助成制度の申請をしていない方  
（平成28年に制度が拡充され、新たに対象となってから申請していない方も含む）  
※令和4年4月1日時点で対象となる方のうち、申請が必要な方には5月9日付で案内を送付します。  
※令和4年6月末までに申請をお願いします。

### 3 受給者証の送付時期

- ・令和4年7月25日以降
- ※8月中旬までに届かない場合はご連絡ください。

### 4 制度拡充による対象児童の見込人数

- ・拡充人数（見込） 5,088人 ※全体の約12%（全体数40,794人）

### 5 制度拡充の経緯

- 平成18年10月～ 通院費助成（小学校就学前まで）  
入院費及び入院時食事療養費助成（小学校卒業まで）
- 平成27年4月～ 入院費及び入院時食事療養費助成（中学校卒業まで）
- 平成28年8月～ 通院費助成（中学校卒業まで※）  
※15歳に達する日以後最初の3月31日まで
- 令和4年8月～ 所得制限の撤廃**